令和△年△月△日

参考例３（要領第５の２（3））

（派遣元）

○○○株式会社　御中

（派遣先）

□□□株式会社

役職　・・・　氏名　・・・

待遇に関する情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第26条第７項に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第24条の４第二号に定める待遇等に関する情報を下記のとおり情報提供いたします。

１**．**待遇のそれぞれの内容

|  |  |
| --- | --- |
| （待遇の種類） | ①　食堂：施設有 |
| （待遇の内容） | 利用可  利用時間：12時～13時（全従業員共通） |

|  |  |
| --- | --- |
| （待遇の種類） | ②　休憩室：施設有 |
| （待遇の内容） | 利用可  利用時間：12時～13時（全従業員共通） |

|  |  |
| --- | --- |
| （待遇の種類） | ③　更衣室：施設有 |
| （待遇の内容） | 就業する事業所に更衣室がある場合には、利用可 |

|  |  |
| --- | --- |
| （待遇の種類） | ④　教育訓練：制度有 |
| （待遇の内容） | 接客に従事する場合には、６か月に１回、希望者に対し、接客  に関する基礎を習得するための教育訓練を実施 |

※　個々の待遇に係る制度がない場合には、制度がない旨を情報提供することが必要（「施設なし」など）。

制度がない場合には、表形式ではなく、制度がない個々の待遇をまとめて記載することでも差し支えない。

＜制度がない旨の記載例＞

○○及び○○については、制度がないため、支給等していない。

※　提供すべき情報が形式的に不足していた場合、虚偽の情報を提供した場合等については、労働者派遣法第26条第７項違反として、派遣先（労働者派遣の役務の提供を受ける者）の勧告及び公表の対象となる場合があるため、正確に情報提供すること。

※　派遣先均等・均衡方式の記載例は、「不合理な待遇差解消のための点検・検討マニュアル（労働者派遣業界編）」に掲載している。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000501269.pdf>